

添付法令資料 4 :

商業銀行の法令遵守に係る取組みの実施に関する 2017 年 7 月 12 日付
インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.46/POJK.03/2017 (目次)
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 銀行の法令遵守に係る取組み (第 3 条ないし第 6 条)
- 第 3 章 法令遵守に係る取組みを担当する理事
 - 第 1 節 独立性及び基準 (第 7 条及び第 8 条)
 - 第 2 節 法令遵守に係る取組みを担当する理事の任命、解任及び又は辞任 (第 9 条)
 - 第 3 節 法令遵守に係る取組みを担当する理事の職務及び責任 (第 10 条及び第 11 条)
- 第 4 章 コンプライアンス部門
 - 第 1 節 独立性及び基準 (第 12 条ないし第 14 条)
 - 第 2 節 コンプライアンス部門の職務及び責任 (第 15 条)
- 第 5 章 報告 (第 16 条及び第 17 条)
- 第 6 章 報告の提出先 (第 18 条)
- 第 7 章 制裁 (第 19 条及び第 20 条)
- 第 8 章 終則 (第 21 条及び第 22 条)